

産業部 ブランド推進課

電話:082-426-3093



特定地域づくり事業協同組合の認定

1 概要

過疎地域の雇用機会の創出と農林水産業や商工業の担い手の確保のため、地域の仕事を組み合わせて年間を通じた雇用を創出する仕組みである特定地域づくり事業協同組合制度について、本市の組合が広島県で初めて認定を受けた。

2 組合の概要

(1) 組合

名称	東広島市特定地域づくり事業協同組合
代表理事	株式会社セカンドオピニオン 代表取締役 久保中大貴 (サムライねぎ共同栽培事業者)
専務理事	有限会社アイトライ 代表取締役 石川弘之 (福富町 石川商店店主・しゃくなげ館館長)
監事	株式会社ねぎらいふあーむ 代表取締役 八幡原圭
構成員	高杉工務店 (福富町の工務店)
事務局	中嶋直哉行政書士 (元地域おこし協力隊)

(2) 目的

- ・地域の仕事を組み合わせて年間を通じた仕事を創出し、協同組合で雇用することで、地域の担い手を確保する。
- ・新規雇用の促進 (新たな仕事づくり) と半農半Xの働き方を推進する。
- ・新しいビジネスを推進し、持続可能な経営を確立する。

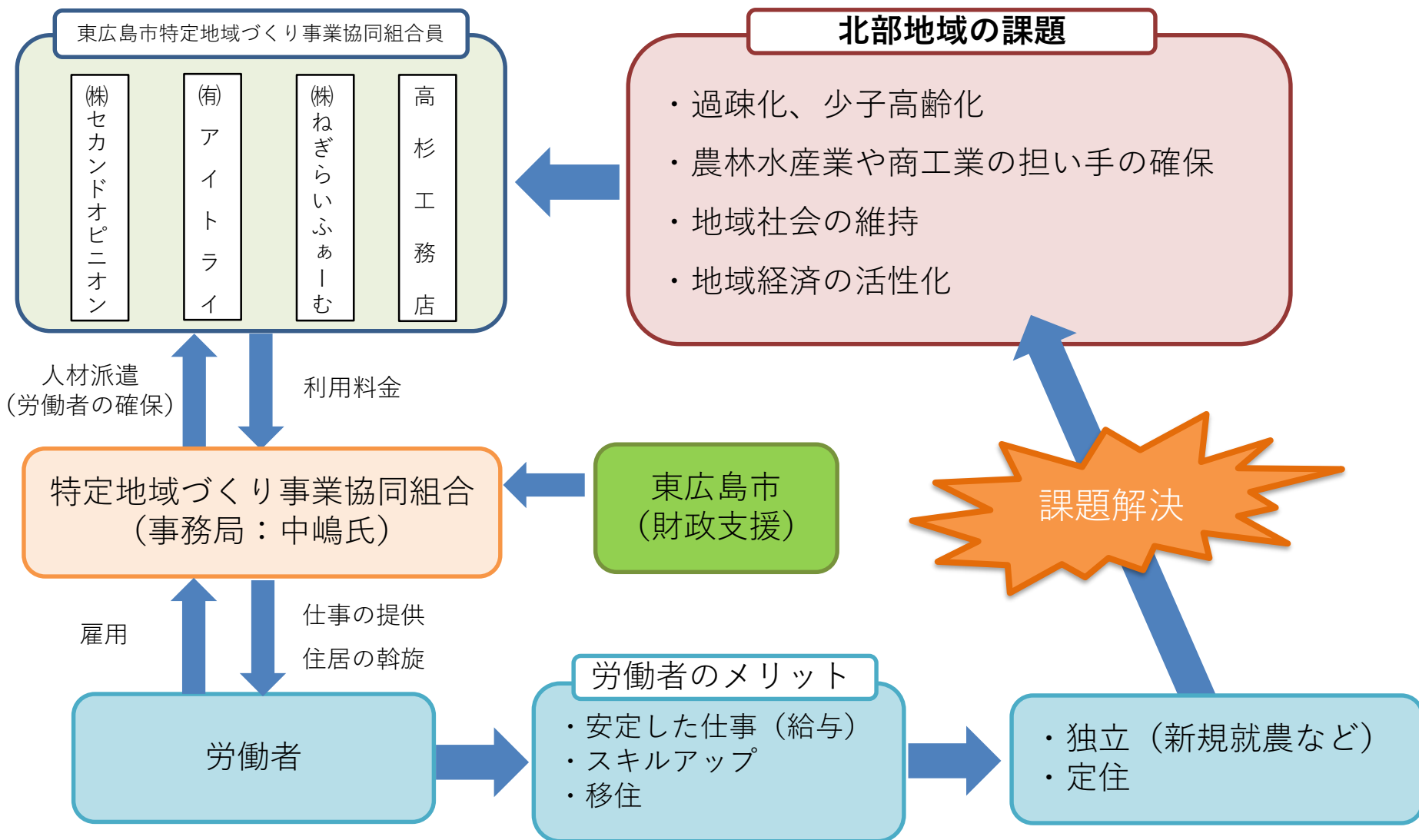
(3) 派遣先

氏名又は名称	主な事業内容, 業務の内容
(株) ねぎらいふあーむ	ねぎの生産・加工・販売業務
(株) セカンドオピニオン	ねぎの生産等, 自動車部品の製造, 野菜の乾燥加工業務
(有) アイトライ	弁当等の製造・販売・配達

3 今後の予定

時期	内容	備考
R5.3月31日	広島県から認定	
R5.4月	労働局へ派遣事業の届出	広島県から認定後
	雇用に向けた面接	3名を面接予定

東広島市特定地域づくり事業協同組合の概要



【参考：総務省ホームページより】

特定地域づくり事業協同組合制度の概要

根拠法：地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律（令和2年6月4日施行）

人口急減地域の課題

- ・ 事業者単位で見ると年間を通じた仕事がない
 - ・ 安定的な雇用環境、一定の給与水準を確保できない
- ⇒人口流出の要因、Uターンへの障害

特定地域づくり事業協同組合制度

- ・ 地域の仕事を組み合わせて年間を通じた仕事を創出
 - ・ 組合で職員を雇用し事業者に派遣
（安定的な雇用環境、一定の給与水準を確保）
- ⇒地域の担い手を確保

人口急減法の概要

対象：人口規模・人口密度・事業所数等に照らし、人材確保に特に支援が必要な地区として知事が判断
※過疎地域に限られない

認定手続：事業協同組合の申請に基づき、都道府県知事が認定（10年更新制）

特例措置：労働者派遣法に基づく労働者派遣事業（無期雇用職員に限る）を届出で実施可能

特定地域づくり事業協同組合員



人材派遣

利用料金

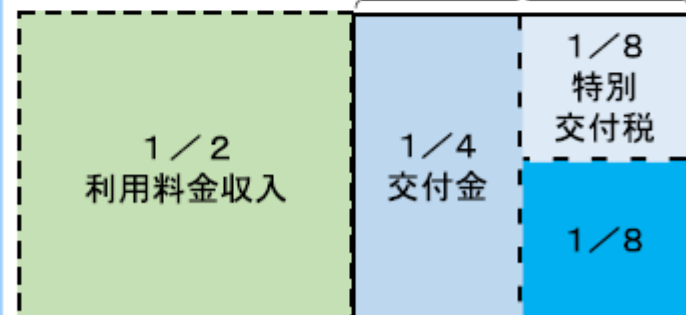
特定地域づくり事業協同組合

地域づくり人材の雇用 ⇒ 所得の安定・社会保障の確保

市町村

〈組合の運営経費〉

1/2市町村助成



財政支援

認定

都道府県